

ID: 71

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	貸出し施設の使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第14条第1項ただし書
例 規 番 号	平成22年条例第24号
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第14条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 有料施設利用者の責めに帰することができない理由により有料施設の利用をすることができなくなったとき。 (2) 有料施設利用者から市長が定める日までに有料施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出があったとき。 (3) その他特に必要があるとき。 2 前項ただし書の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 【基準】 根拠条文及び西東京市障害者総合支援センター条例施行規則第22条の規定による。 (使用料の還付等) 第22条 条例第14条第1項ただし書の規定により使用料を還付する基準及び還付する額は、次に定めるところによる。 (1) 有料施設利用者の責めに帰することができない理由により有料施設の利用をすることができなくなったと市長が認めるとき 全額 (2) 有料施設を利用しようとする日の3日前の日(当該日が休館日に当たるときは、その直前の休館日に当たらない日(以下「開館日」という。))までに有料施設の利用の取消しの申請があり、市長がこれを承認したとき 全額 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要と認める額 2 市長は、第13条第2項の規定により有料施設の利用の内容を変更することを承認した場合に、当該変更の前に納付された使用料と当該変更の後の使用料に差が生じたときは、その差額を当該変更の申請をした有料施設利用者に納付させ、又は還付するものとする。 3 市長は、有料施設利用者が使用料を納付した後に、条例第13条に規定する使用料の減額又は免除を承認した場合で、納付された使用料と同条に規定する使用料の減額又は免除の後の使用料に差が生じたときは、その差額を還付するものとする。 4 前3項の規定により使用料の還付を受けようとする有料施設利用者は、有料施設の使用料の減免・還付申請書に利用承認書及び市長が必要とする書類を添えて、市長に申請しなければならない。 5 市長は、前項の申請により、有料施設に係る使用料を還付することについて承認したときは、有料施設の使用料の減免・還付承認書を交付するものとする。	
標準処理期間	3日

備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日